

00856

鳥取縣公報

第千四百十號

昭和十四年六月二十三日

本書ノ大キナ國定規格A5用
鳥取縣知事

告示

◆鳥取縣告示第四百十號

倉吉財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者ニ對シ縣稅檢查章返納並ニ交付セリ

昭和十四年六月二十三日

鳥取縣知事

同

見

金曜日

區分

年 月 日

番號

役 場

名

職名

氏

名

返納

昭和十四年六月七日

四六

東伯郡以西村役場

書記

那須

伊勢

六五

同

見

喬

雄

交付

昭和十四年六月十六日

同

見

金曜日

◆鳥取縣告示第四百十一號

左記ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

00857

昭和十四年六月二十三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者

氣高郡湖山村四七〇番地

農

太

田

石

次

郎

一 埋立ノ面積所

壹反二畝十三步

水田造

成

一 埋立ノ目的

免許ノ日ヨリ十五日以内ニ着手

着手ノ日ヨリ一ヶ年以内ニ竣工

◆鳥取縣告示第四百十二號

米穀生産費調査員左記ノ通解嘱並嘱託アリタリ

昭和十四年六月二十三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

解嘱者 嘱託者 擔當調查區域 職務執行ノ場所 嘱託並解嘱年月日

西村禮治 影山繁次郎 八頭郡賀茂村 賀茂村役場 昭和十四年六月二十三日

◆鳥取縣告示第四百十三號

黒兎万所有ノ小學校准教員尋常小學校本科正教員小學校本科正教員免許狀火災ノ爲焼失セシニ付キ再

00858

下附セリ

昭和十四年六月二十三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第四百十四號

昭和十四年六月產婆名簿登錄ノ取消ヲ爲シタル者左ノ如シ

昭和十四年六月二十三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第四百十五號

鳥取縣日野郡神奈川村大字俣野二六五四番地
昭和十四年六月七日附廢業ノ事由ヲ以テ產婆名簿取消ノ登錄出願ニ對シ昭和十四年六月十六

日取消

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無效トス

昭和十四年六月二十三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所々在地並名稱
無效トナリタル被保險者證
交付年月日

鳥取市東品治町 昭和バラス株式會社 一〇、三、二八 一二、一〇、三一

被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所々在地並名稱
無效トナリタル被保險者證
交付年月日

鳥取市東品治町 昭和バラス株式會社 一〇、三、二八 一二、一〇、三一

被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所々在地並名稱
無效トナリタル被保險者證
交付年月日

鳥取市東品治町 昭和バラス株式會社 一〇、三、二八 一二、一〇、三一

被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所々在地並名稱
無效トナリタル被保險者證
交付年月日

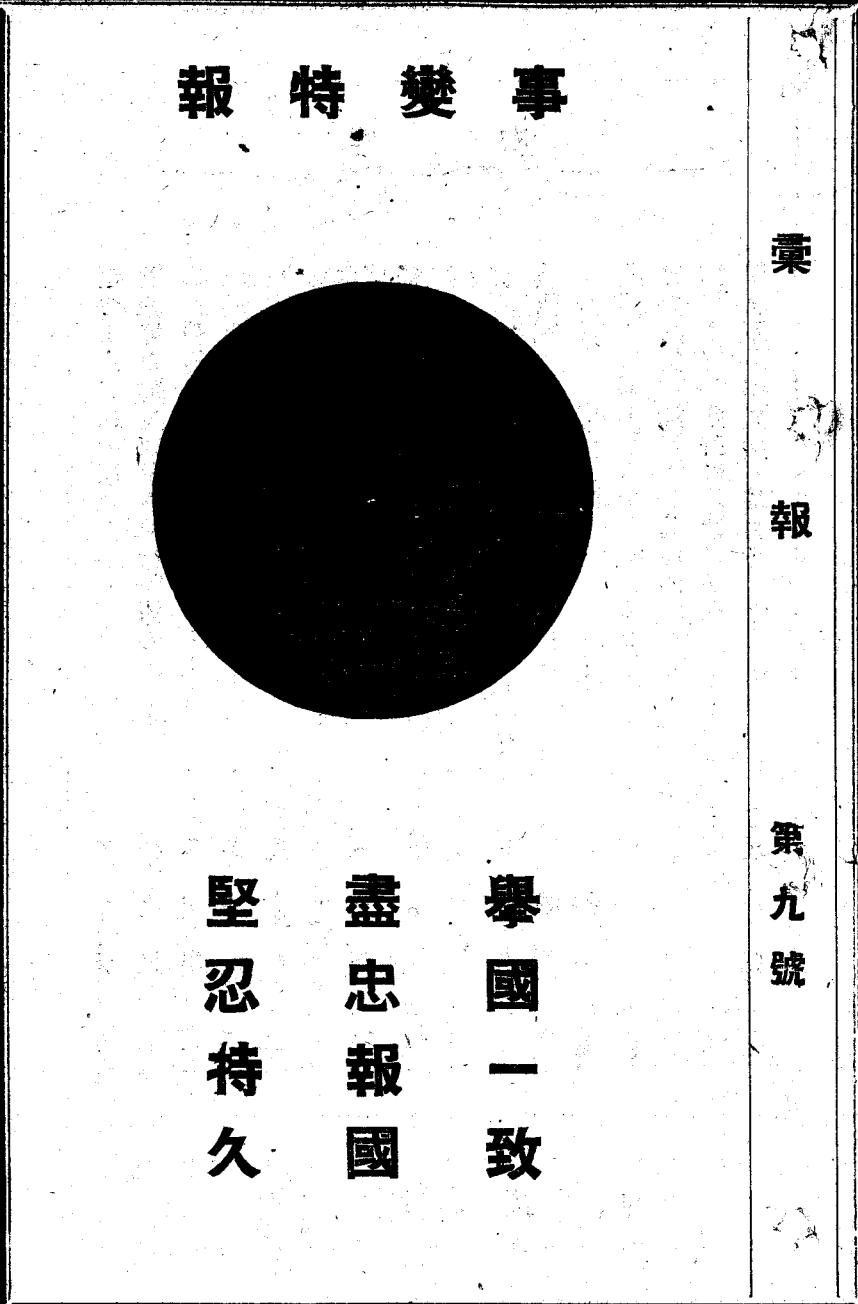
鳥取市東品治町 昭和バラス株式會社 一〇、三、二八 一二、一〇、三一

被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所々在地並名稱
無效トナリタル被保險者證
交付年月日

鳥取市東品治町 昭和バラス株式會社 一〇、三、二八 一二、一〇、三一

00859

米 ひ 二 三 九	岡 本 幸 枝	米子市東町 日ノ丸自動車米子支社	一一〇、一九 一四、五、三一
米 な 三 九	大 谷 宗 一	米子市内町 株式會社中村藤吉商店	一三、九、二八 一四、三、一五
米 か ろ 四 〇	後 藤 専 吉	米子市加茂町二丁目 合資會社加藤電氣商會	一一、六、二四 一四、五、三〇
鳥 む 一〇	中 尾 清 治	鳥取市川外大工町 馬 場 印 刷 所	一一、八、一〇 一四、六、八
鳥 は よ 四 七	倉 益 登	鳥取市梶川町 印 刷 所	一三、八、一 一一四、五、一



00861

次 目

- 一 輕金屬事業法の制定 (商工水產課) 七頁
- 一 游泳場取締規則及同施行手續の改正 (衛生課) 九頁
- 一 本縣農林產增產計畫 (農產課) 九頁
- 一 支那事變國債 (學務課) 一三頁
- 一 事變下の農業勞働對策 (規畫課) 一六頁
- 一 物價の抑制に協力せよ (商工水產課) 二〇頁
- 一 木炭瓦斯發生裝置設置の補助金交付 (林務課) 二二頁
- 一 時局の推移に伴ふ (商工水產課) 二五頁
- 一 購買心抑制に對する小賣商の自肅について (商工水產課) 二五頁
- 一 官公衙に於ける金の賣却狀況について (地方課) 二五頁
- 一 傷痍軍人小學校教育養成所の開設 (社會課) 二六頁
- 一 與亞青年勤勞報國隊 (學務課) 二七頁
- 一 婦人團體に於ける甘藷增產の協力について (農產課) 二九頁
- 一 酒精原料甘藷耕種法改善規準 (同) 三一頁
- 一 傷痍軍人相談所の移轉 (社會課) 三一頁
- 一 憲兵團體に於ける甘藷增產の協力について (農產課) 三一頁
- 一 傷痍軍人相談所の移轉 (社會課) 三一頁

うせまり賣に「府政」を金のて凡



輕金屬製造事業法の制定

今春の議會に於て協賛を得た輕金屬製造事業法がいよいよこの四月二十八日を以て公布せられた。その施行は追て勅令を以て定められることになつてゐるが、現下事變についてはもとよりその他一般諸用品として益々輕金屬の國內需要が多方面且つ多量となる趨勢に於て、我が國輕金屬の製造は實に喫緊の重要事である。しかも我が國としてはこれが製造原料たるボーキサイドの中歐地方や、南米のギヤナ、インド、南洋及アフリカ等で、東洋方面には未だその發見を見つても又國民生活の上から云つても種々關係深いものである。

輕金屬とは主としてアルミニウム、マグネシウムを云ふのであるが、これが製造の方法を今アルミニウムに例をとつて見ると、前記外國産のボーキサイトからアルミナ即ち酸化アルミニウムを作り、これを電氣分解してアルミニウムをとるのであつて、從來この方法以外には採用せられてゐる製造法はなかつたのである。

しかしアルミニウム分は決してボーキサイトばかりに含有せられてゐる。もので無くて日本内地の粘土、火山灰、朝鮮の明礬石満洲及北支の礬土頁岩及硬質粘土中にも多量含まれてゐるのであるがこれらの中のから純粹なアルミナを取る方法が未だ完成せられなかつた爲に、斯る東洋産の原料を以て製出することが出來なかつたのである。しかし今やこの製造法は着々研究せられ、工業化の見込も立ち、工場での生産も近く行はれることになつてゐる。そうであつて、眞に慶賀の至りに堪へない。國家の爲に一日も早くその日の來らんことを希望する次第である。

法律の內容概略

00863

輕金屬製造事業法は國防の整備及產業の發達を期する爲、本邦に於ける輕金屬製造事業の確立を圖る目的とするものであつて、アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造をなす事業について制定したものである。許可を得ることの出来る會社は、帝國の法令によつて設立した株式會社であつて、株主、取締役、資金及び議決權共にその過半數が帝國臣民又は帝國法令に依つて設定した法人に屬するものに限ることになつてゐる。

而してこれが製造の獎勵及保護施設として、會社が認可を受けてから五年以内に、命令の定むる規模以上の設備をした場合は、その後五年以内その設備を以て營む輕金屬製造事業につき所得稅、營業收益稅其の他の課稅を免せられるし、本法施行の日より五年間は事業に必要な器具機械の輸入税を免せらる、



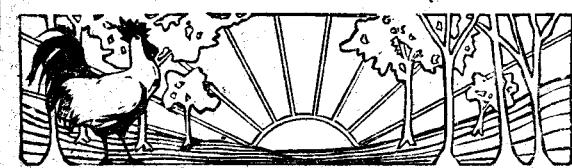
遊泳場取締規則及 施行手續の改正

海水浴場(所謂海水浴場)を開設する場合に於ては、昭和十年八月二十三日公布の游泳場取締規則及同施行手續に依て、始め知事の開設許可を受け、游泳場の設備が落成したら更にその使用許可を願出て知事の許可を得ねばならない事になつてゐるのであるが、その後三ヶ年の實際狀況に依ると游泳場内に於て諸種の物品の販賣若は貸與等を營む營業者が確定しない爲、經營者の開設申請も海水浴の期間に入つて行はれ、使用申請に至つては既に浴客が殺到して許可告示も時期を失するに至る有様であつた爲、今回六月二十日附を以て取締規則及同施行手續の改正が行はれた。即ち今度の改正に依つて、開設許可を受けた時は所轄警察署に届出

從來本縣に於て游泳場

本縣農林產增產計畫

海水浴場(所謂海水浴場)を開設する場合に於ては、昭和十年八月二十三日公布の游泳場取締規則及同施行手續に依て、始め知事の開設許可を受け、游泳場の設備が落成したら更にその使用許可を願出て知事の許可を得ねばならない事になつてゐるのであるが、その後三ヶ年の實際狀況に依ると游泳場内に於て諸種の物品の販賣若は貸與等を營む營業者が確定しない爲、經營者の開設申請も海水浴の期間に入つて行はれ、使用申請に至つては既に浴客が殺到して許可告示も時期を失するに至る有様であつた爲、今回六月二十日附を以て取締規則及同施行手續の改正が行はれた。即ち今度の改正に依つて、開設許可を受けた時は所轄警察署に届出



でて検査を受け、検査の結果規定による構造設備が完備してゐる時には所轄警察署長が使用許可をすることになつたものであつて、即ち使用許可を警察署長の権限に移してこれが速行をされたものである。

政府に於ては戰時軍需、民需の充實並に國際收支の改善に資する爲、國民主要食糧や軍需及び貿易關係重要農林水產物の増產を圖る事としその目標を決定して各道府縣にこれを割當してこれが實現に努めると共にこれに伴ふ必要なる經費を計上して諸般の施設をするこゝなつたので、本縣でも國策に順應してこれが増產目標を決定し國民總力によるその實現を期して

3 政府は必要に應じて會社に設備の擴張若しくは改良を命じ、それが爲生じた損害に對しては政府はこれを補償することになつて居り、

4 原料又は製造方法に關する研究又は試験が必要があれば必要と認むる會社に對しアルミニウム、アルミナ、マグネシウム又はその製造原科及その製造に必要な材料の買入、販賣、輸出、輸入、移出、移入を命ずる。(この會社を受命會社と云つてゐる)そして政府はこれが監督上製造會社又は受命會社に對して諸種の報告又は届出をなさしめ、監督上必要な命令を發し或は臨檢して検査をなすことを得ることとしたる秘密を保持する爲に種々の罰則が設けられてゐる。

×
×
×
×
×

00864

00864

00865

ある次第である。左に本縣割當の増産計畫を略記する。

一、米

增産目標

基準數量 六十八萬二千九百八十一石

增産數量 四萬三千四十六石

計

七十二萬六千二十七石

増産施設概要

(1) 地域別耕種改善基準の設定並にこれが

指導普及施設助成
實施促進獎勵

部落團体事業助成
病虫害防除獎勵

增産獎勵
增產獎勵

基準數量 四百九十九萬七千三百八貢
增產數量 一百十萬

增産目標

基準數量 四百九十九萬七千三百八貢
增產數量 一百十萬

增産施設概要

(1) 優良種苗の配給事業獎勵

基準數量 (栽培面積) 五十町步
增產數量 (栽培面積) 二萬八千六百七十斤

基準數量 (栽培面積) 三十町步
增產數量 (栽培面積) 二萬一千三百三十斤

增産目標

基準數量 (栽培面積) 五十町步
增產數量 (栽培面積) 八十町步

基準數量 (栽培面積) 五萬斤
增產數量 (栽培面積) 八十町步

増産施設概要

(1) 種苗育成その他研究事業獎勵
(2) 優良種苗の配給事業獎勵
(3) 實地指導地施設獎勵
(4) 乾甘藷製造設備獎勵
(5) 配給幹旋獎勵
(6) 實地指導巡回指導
(7) 增收競作獎勵
(8) 共同育苗巡回指導
(9) 增產獎勵

計 六百九萬七千三百八貢

00866

四、大麻

(1) 莖麻纖維調製機設置獎勵
(2) 實地指導獎勵

基準數量 (栽培面積) 十三町步
生產高 一萬三千七百三十斤

增產數量 (栽培面積) 二十町步
生產高 二萬斤

計 (栽培面積) 三十三町步
生產高 三萬三千七百三十斤

增產目標

(1) 種子購入費助成

基準數量 百四十萬六千七百二十八貢

增產數量 七十萬八千四百十二貢

計 百九十九萬三千三百二十二貢

增產目標

(1) 蘿蔔增產獎勵

基準數量 を超過したる場合超過數量に對し割當二十錢を交付す。

增產目標

(1) 木炭

基準數量 五百四十五萬五千貢

增產施設概要

基準數量 一百四十萬六千七百二十八貢

增產數量 七十萬八千四百十二貢

計 百九十九萬三千三百二十二貢

增產目標

(1) 木炭

基準數量 五百四十五萬五千貢

增產施設

基準數量 一百四十萬六千七百二十八貢

增產數量 七十萬八千四百十二貢

計 百九十九萬三千三百二十二貢

增產目標

(1) 木炭

基準數量 五百四十五萬五千貢

增產目標

(1) 木炭

基準數量 五百四十五萬五千貢

00837

ガソリン代用木炭 四十三萬八千貫
計

增產施設

- (1) 連通式又は集合式窯構築補助
- (2) 簡易運搬施設補助

一輪車、リヤカーの購入並に作業道の開設費に對し経費の四分の一交付

雪中製炭設備補助

機修理、炭材梱積施設、炭材搬入設備

炭窯防雪設備の経費に對し四分の一交付

付

増產獎勵金の交付

増產量に對し、貰當一錢以内交付

現場傳習施設

縣が傳習所を開設し教導する

計

昭和十四年より同十八年に下る五ヶ年の増殖

計畫は次の通りである。

增產目標

基準數量 三千三百五十一頭

增產施設

種豚配付增加

計

基準數量 二千七百四十九頭

增產目標

六千百頭

一、牛
增產目標 基準數量 四萬五千百八十七頭

增產施設 増產數量 八千五百十三頭
計 五萬三千七百頭

國有貸付種牡牛の增加
蕃殖資金貸付

牧野改良獎勵 飼料自給促進

二、豚
增產目標 基準數量 八千五百十三頭

增產施設 蓬殖障害の防除

成鶏 十五萬八千羽

三、縮羊
增產目標 基準數量 二千七百四十九頭

增產施設 種雞配付增加

計

基準數量 二千七百四十九頭

增產目標

六千百頭

00868

基準數量

百十頭

增產數量

八百九十七頭

計

一千頭

增產施設

種縮羊購入獎勵

(1) 國有貸付縮羊の增加

(2) 種縮羊購入獎勵

四、兔

增產目標

四萬一千二百九十九頭

基準數量

三十五萬八千七百一頭

增產數量

四十萬頭

計

八百九十七頭



五、鷄

增產目標

十二萬九千三百十九羽

基準數量

八萬六千五百羽

增產數量

二萬八千六百八十一羽

成鷄

四萬一千三百三十五羽

支那事變國債

今までに帝國議會の協賛を経た支那事變の爲の軍費は總計百拾九億九千五百餘萬圓、實に日露戰役の時の六倍、日清戰役の時とは五十倍の巨額であります。しかしてその財源は租稅その他の普通歲入に依るものも幾分はありますがその

00869

九割餘は國債によつてゐるのであります。しかも外國債に依らないでそのすべてを内國債のみで調達しなくてはならないのであります。

この支那事變國債が萬一我が日本國民の力で消化し切れないとなると、大陸で御國の爲に命を捧げて戦つてゐる我が同胞に、必要な兵器や弾薬、食糧などを送ることが出来なくなるのであります。我々銃後の國民は出征兵士の勞苦を思ひ、各々分に應じて生活を刷新し浪費を戒めし銃後國民の務を果さなければならぬのであります。

◆國債の絶対安全と特典

云ふまでもなく國債は國家に對する貸付金でありますから、これ程安全確實なものはあります。如何に利廻りその他の條件がよくてもその元金に對する不安があつては貯蓄又は投資として充分なものでないのですから、國債を買ふと云ふことは個人的立場からいつても大

變有利なものであります。

又國債には登録國債の制度がありまして、日本銀行の國債登録簿に登録して所有權を明かにして置けば盜難紛失等の心配は絶対にないのであります。この登録には料金は入りません。又郵便貯金をして居られる人は郵便局で國債を安全に保管して貰へるのであります。郵便局貢出の國債に限り一枚につき十錢といふ低い保管料で取扱つて貰へます。

尙國債は各種納稅の延納擔保金や保證金等として現金を政府に納むべき場合に、その代用として現金を納めるよりも有利に取扱はれます。又國債の元利金は日本銀行の本支店及び代理店並びに全國の何處の郵便局でも受取れます。前に申しました登録國債にして置かれた方の利子は銀行の當座勘定に振込んで貰へますし、郵便局で保管して貰つた方の利子は知らぬうちに郵便貯金の中へ加はつて行きます。また國債に對する税金は一般に軽いのであります。

それから一旦買つた國債では家計上とか不時の入用等で現金に代へたい場合は郵便集配事務を扱つてゐる郵便局で買上げることになつてゐます。而も買上値段は僅かな實費としての手數料を差引くだけで賣却の時の國債の時價に賣却の時迄の経過利子をも加へた額に依ります。

◆國債の郵便局賣出と利廻

國債を廣く國民一般の間に普及させ、國民が舉つて國債を持つて戰費の調達に違憾なきを期する爲、全國一万二千余の郵便局から賣出して至極簡単に且つ無手數料で國債を買ふ事が出来るやうにしてあります。

郵便局から賣出す國債は初には二十五圓券、五十圓券、百圓券、五百圓券の四種であります。國債の利子は年三分五厘の割合であります。その後千圓券と十圓券とが加へられました。

賣出し値段は額面百圓につき九十八圓の割合であります。國債の利子は年三分五厘の割合であります。

◆割引國債

從來郵便局賣出國債は利札附のものであります。利札で受取つた利子もとかく種々なことに使はれがちで貯蓄になり難いものでありますから、この利子をも一定の期間蓄積して利殖を圖ることを望む人の爲に、今回割引國債の第一回が發行せられて今賣出中であります。この割引國債は額面金額が十圓と二十圓とであります。十圓券は七圓に、二十圓券は十四圓に割引きしてあります。そして期限が来て償還される時には額面通り受取ることになるのであります。

割引國債は償還期限が十年で、利札附國債のやうに永くありません。その利廻は年二回の複

00870

利にして三分五厘五毛に當ります。割引國債の特典も前記の利札附國債と同様であつて、又所得税や資本利子税がかからないのみならず、十圓券二十圓券に對しては有價證券移轉税もかかりません。

◆國債と強き國力

世間では往々自分の家では僅かしか貯蓄が出来ないから、國債も十圓券一枚位しか買へない僅か一枚買つても國の爲には別に役にも立たないから、もつと多くの國債を買入れることの出来る人に國の爲に盡して戴かうと云ふ人もあるやうであります。一家の僅かの金でも一國民一枚の國債でも國家の總力となり、戰局を切り抜ける基礎となるのであります。

武力戦に依る戦が如何に強くとも、背後の經濟力で破れては終局の勝利を得ることは出來ません。この經濟力こそ我々國民各自の力であります。

我が國の經濟力は日露戰爭當時に較べて銀行

預金は十八倍、郵便貯金は百十倍、拂込資本金は十九倍、内地貿易額は九倍、國民所得は十一倍とそれより巨額の増加を示し、非常な躍進を遂げてゐます。その上最近の生產力擴充によりまして、從來我が國に不足してゐた時局に必要な物資の生產力は着々擴充せられつつあるのであります。之が完成の曉には從來持たざる國と云はれてゐた我が國は一躍持てる國となるのであります。今や國民各自が眞に舉國一致での國力を發揮すべき時であります。

支那事變國債は直ちに軍費となり躍進日本の原動力となるのであります。國民が舉つてこの國債を買入れることこそ、我々の強き力の具體的發揮に外ならないのであります。

X

X

X



事變下の農業労働對策

可能にするこゝなる。従つて各地方の農業生産事情を考慮し、畜力・機械力等をも併せて計畫的な勞働調整を行ひ、農村よりの軍需工業等に對する勞働力供給については勞働調整計畫に基いて計畫的ならしめねばならない。よつて地主經濟更生委員會や農會等に於て農村勞働の調整に關する基礎的計畫を調査樹立し、その計畫に基いて諸般の勞働對策を綜合的ならしめ、又軍需工業に對する勞働供出を計畫的ならしめるやうにしてゐる。

これに對して政府及び縣に於てはこの勞働力

減少に基く影響を出來る限り減少せしめて、農業生産を支障なく遂行せしめる爲に種々の方法をとりつゝあるのであるが、左にその施設の概要を記して各位の充分なる理解ある協力を要望することとする。

これに對して政府及び縣に於てはこの勞働力減少に基く影響を出來る限り減少せしめて、農業生産を支障なく遂行せしめる爲に種々の方法をとりつゝあるのであるが、左にその施設の概要を記して各位の充分なる理解ある協力を要望することとする。

一、農村勞働の綜合調査

農村勞働力の流出はとく地域的に偏しやすい傾向にあり、無計畫なこの流出の趨勢をこの儘放置する事は必要な國家生産の維持擴充を不

二、勤勞奉仕班

これは各町村に勤勞奉仕班を設置して主として部落單位に活動して應召農家の勞力不足を補ひ、以て應召農家の生活安定を期すると共に、生産力の維持を圖らんとするものである。政府では昭和十二年度に八千六百三十一、昭和十三年度に九千九百八十九の町村に對して助成が行はれ本年度も同様助成がある見込である。政府

三、共同作業の獎勵

00873

我が國の農村では昔から隣保共助による共同作業の風が存するので、甚だ喜ばしい事であるが、労働力の減少に伴つてこの風を益々普及徹底せしめて、労働能力の増進を計ることが大切である。

現在農會が共同作業について指導してゐる農家組合の數は全國で十二万一千百七十六に達している。

四、集團的移動による労力補給施設

労力減少に伴つて、單に勤労奉仕班の活動及び共同作業ばかりでは労力補給に尙不充分な場合があり、殊に平時に於ても農繁期に他町村或は他府縣から労働力の補給を受けてゐた地方では、その補給に關して特に施設する必要があるから、農繁期労働力補給對策として各地方農家に於ける農繁期の差異を利用して、相互に集團的に労力の移動を行ふ施設である。

五、農業機械の移動配給施設

蠶共同施設、養蠶實行組合、糞ふ共同施設に助成し、養蠶労力の緩和を計らんとするもの

七、農地の交換分合斡旋施設

我が國農家の農地は分散してゐることが多く従つて農作上労力の浪費が多く、又經營の改善を妨げることが大である。今回政府は臨時租稅措置法の改正によつて、耕作を目的とする土地の所有權及び永小作權の交換をなした時、登記に關して登録稅を免除する事とし、農地の交換分合を促進せしめることとなつた。而してその免除は市町村農地委員會の斡旋した交換分合について行はれるものであるが、政府はこれ等農地委員會等をして積極的に自作地又は小作地の交換分合をなさしめるやうにすることとし、その施設に對して助成する事となつた。

八、農耕馬補充及び借馬斡旋施設
農耕馬の徵用に依り畜力の不足、自給肥料源の窮乏が少くないので、その補給の爲に道府縣

各種物資の使用消費は甚しい制限を受けることを止むを得ない状勢にあるので農業機械についても新しく製作してその擴充を圖ることは追々困難となりつゝある。從つて既にこれまでに作られてある農業機械を充分に利用する爲に、その地域的偏在を調整することが大切であるし又個人的に使用してゐるものでも共同使用するやうにし、又故障があるものは充分修理出来るやう施設するものである。

六、農山漁村共同施設

改良農具設置、農事實行組合等をして各種の改良農具を設置して共同利用せしめんとするもの。

畜力利用機具設置、畜力利用を充分ならしめる爲の利用機具の共同利用施設。

簡易小水力利用設備、小水力利用設備により、農業動力を補給せんとするもの。

共同曳船施設、沿岸小型漁船用共同曳船をもつて漁村に於ける労働力緩和に資せんとするもの。

又は各種團体等の馬の共同購入並に借馬の斡旋施設をしようとするものである。

九、畜牛補充施設

事變に伴ひ牛の屠殺數が急増し、爲に畜力及び自給肥料源の不足を來す虞れがあるので、牛の増殖を促進し且つ畜牛の分布を適正ならしめんとするものである。

以上は政府又は縣のどうつゝある農業労働對策の大体であるが、何としても農業生産維持擴充の大きな力は農民の自覺である。

勞働力が減少してゐる場合、各農家が生産方法の改善を考へないで、舊來の農法に甘んじたり、又個人的な自家經濟ばかり考へて、國家としての大目的を忘れてしまふならば、勞働力の減少は農業生産に對して更に大きな影響を與へるに至るのである。

00875



物價抑制に協力せよ

支那事變の推移と長期建設の進展に對應すべき戰時經濟の運營の上で特に現下の最大の急務は、生産力の擴充と物價調整の解決である。就中物價對策がすべての根本となるべきものであつて、もし確實にこれが目的を達成することが出來ないで、物價の暴騰を來すやうな事があつたなら、一切の經濟國策はその樞軸を失つて竟に聖戰の目的達成も期待出來ないことになるのである。

即ち若し物價の暴騰を來すに至つたとすると

- (一) 輸出を困難ならしめて軍需及び生産力擴充緊要な物資の輸入力を著しく減殺する。
- (二) 政府豫算の執行を阻害し、軍需の充足をも至難ならしめる。

軍事豫算はそれで飛行機や戦車や大砲を始め兵士の必要糧料や衣服や彈丸等の軍需を

00876

購入するのであるが、例へば「開機一臺七萬圓の時百臺購入するため七百萬圓」の豫算を作つてあるとして、物價が上つて一臺拾萬圓となれば同じ、豫算では七十臺しか買へないことになる百億の豫算のうち人件費を除いて物資購入の費用を七割の七拾億圓として、假に物價が一割上つたとする、こゝに七億圓だけ豫算を新たに増さなければ豫算だけの軍需資材を買ふことが出來なくなるのであつて、非常に大きな問題である。

- (三) 國民貯蓄の意念を根底より覆し、公債政
- (四) 生産力の擴充並に生産力擴充資金の調達を不可能ならしめる。

- (五) 國民生活を危殆に陥らしめ、社會の不安を助成する。
 - 右の三つについては先掲の「長期建設と經濟統制」「惡性インフレーションと物價統制」等
- を主眼として編成された物資動員計畫の下に進められたものであつて、膨大な軍需資材の供給を確保すると同時に生産力の擴充に要する資材並に輸出工業の原料を確保し、更に圓プロック向輸出制限を緩和するためには相當巨額の物資を必要とするのであるがこの巨額に上る物資の需要に應するためには國內に於ける生産力の擴充、生産の增加に努むると共に輸出の増進によつて海外よりの物資輸入能力を増大させなければならぬのである。
- 然るに國內の物價が昂騰することは雖て輸出價格の昂騰となり、自然輸出減少となつて國際收支の不均衡を來して國內正貨の不足となり從つて重要物資の輸入力を減殺するに至るのである。

蓋し物價は財政經濟の凡ゆる部面と密接な相互關係があつて、その綜合點として現はれるものであるから、根本的に財政經濟の全分野、即ち物資の生産・配給・資金・労力・運輸等の適合並に調整等に亘つて綜合的對策を樹てこれを實現することに依つて始めて事變初期の目的であるところの長期建設の大業を達成することが出来るのである。
- しかして其實行に付ては政府が全機關を擧げて一層有機的にその機能を發揮すると共に、一般國民が戰時物價問題解決の重大性及び根本的對策の趣旨を深く認識して協力することが大切であつて、眞に官民一致の全面的努力に依らなければならぬのである。切に各位の戮力を望む次第である。
- 鳥取縣公報
- 第千四十號
- 昭和十四年六月廿三日
- (第三種郵便物認可)
- 二一

00877



木炭瓦斯並薪瓦斯發

生裝置設置の補助 金交付

政府に於ては、昭和十二年事變勃發と共に非常時燃料國策を樹立しまして、同年九月石油消費規正法令を公布して、之が配給の統制と節約を強調し、その代用燃料として木炭瓦斯並薪瓦斯發生機の普及獎勵を圖り、この設備費に對して二分の一以内の獎勵金を交付することとして極力獎勵せられた結果過去二ヶ年間に、廣く相當の成績を擧げてゐる所あります。

本縣に在りても斯うした國策に順應し、昭和十二年木炭瓦斯發生裝置設置補助規程を發布して、縣下の動力源必要者に對して勸奨した結果その實績の見るべきものがあるので尙一層その當及徹底を期するの必要を感じ、本年度も極力各關係者に對して設置せしむるに努めて居るのである。

あります。殊に本縣は林業縣として豊富なる資材を持つてゐる關係上、この施設は最も適切なる代用燃料として相應しく既に各種の用途に對して相當な成績を擧げてゐる實績に鑑みても位は、戰時國策線に副ふべく、この施設を充分利用せらんことを切望する所あります。

本年度に於ける申請期限は来る六月二十五日限りで、瓦斯發生機の種類及申請の様式は次の如くであります。

木炭瓦斯發生裝置補助申請

- | | | | | | |
|--------------------------|-----------|---|---|----|----|
| 一、設置箇所 | 郡 | 市 | 町 | 大字 | 番地 |
| 二、動力機ヲ使用ス | (製材木工精米等) | | | | |
| 三、動力機ノ名稱及型式 | | | | | |
| 四、木炭瓦斯發生裝置ノ
名稱 型式 馬力數 | | | | | |
| 五、製作者ノ所氏名 | | | | | |
| 六、性能試驗合格年月日 | | | | | |

- 三、一ヶ年ニ於ケル作業總數
八、事業繼續見込年數
九、木炭瓦斯發生裝置購入費
十、荷造運搬費
右木炭瓦斯發生裝置設置可致候ニ付補助金交付相成度設備配置圖相添此段及申請候也

年 月 日

住 所 氏 名

知 事 宛

(参考) 瓦斯發生機の種類

松岡式(鹿兒島市加治屋町)
松岡機械製作所理研式(東京市麹
町區有樂町)
業株式會社

一 趣旨

時局の推移に伴ふ 持續強化方策

支那事變は今や東亞新秩序建設の新段階に入り而かも國際情勢は極めて複雜微妙にして前途容易ならざるものあるを思はしむるの秋

全國民愈々國家總力戰體制の飛躍的増強を圖り以て興亞聖業の達成を期せざる可からず。裏に事變勃發するや國民夙に盡忠報國の誠を

00879

效し早く舉國一致の戰時體制を確立し來れる
も更に今後の重大なる新局面に即應するには
國民精神總動員運動を一層強化し倍々日本精
神を發揚し之を國民日常の業務生活に具現す
る物心一如の實踐運動たらしなべきなり依つ
て此際從來決定せる本縣國民精神總動員實施
要項並昭和十三年度實施計畫の徹底を圖ると
共に特に左記事項を強調し本運動の實果を收
むべきなり

國民精神總動員運動を一層強化し倍々日本精
神を發揚し之を國民日常の業務生活に具現す
る物心一如の實踐運動たらしなべきなり依つ
て此際從來決定せる本縣國民精神總動員實施
要項並昭和十三年度實施計畫の徹底を圖ると
共に特に左記事項を強調し本運動の實果を收
むべきなり

(一) 記

(一) 運動綱領

一、肇國の大理想を顯揚し東亞新秩序の建設を期す

二、大に日本精神を昂揚し國家總力の充實發揮を期す

三、一億一心各々其の業務に精勵し奉公の誠を效さむことを期す

四、生産力擴充の徹底を圖ること

五、勤労倍加、能率增進を圖ること

六、物資を愛護し消費を節約すること

七、金を政府に賣却すること

八、銃後奉公の活動を促進すること

九、健康の保持体力に増進に努むること

(四) 強化方法

一、指導網の整備擴充を圖ること

二、教育教化關係者の積極的活動を促すこと

三、青年並婦人を對象とする運動の發展強化を圖ること

四、常會(町内會、部落常會、町村常會)五人

(二) 努力目標

(一) 時局認識の徹底

00880

組十人組等の普及並運動促進に努むること

五、市街地及殷賑產業方面の自肅自戒を徹底すること

六、農業報國運動産業報國運動等と緊密なる連携を保つこと

× × ×

購買心抑制に對する



小賣商の自肅に就て

購買心抑制に對する

我國は東亞新秩序の建設の爲に官民一致あらゆる犠牲を拂つてもその最後目的達成に邁進せねばならないのである、政府の執りつゝある經濟統制も、物價統制も皆この長期建設の目的の爲である、金の保有狀況調査も、臨時國勢調査も目的は支那事變の新段階に處する國策樹立計画なのである、

官公衛等に於ける
金の賣却狀況に就て

金を政府に賣却することは縣がその取扱を開始と共に市

(三) 實業事項

一、國力増強への協力
二、銃後々援の強化

00881

00882

でも町村でも之に協力し凡ての金を政府に賣却せられつゝあるのであるが、官公衛學校の教職員でもその家族の所持品を取纏めて、特に取扱銀行員の出張を求められて、金の賣却をせられたあるのであつて、六月十日迄に於けるものと示せば、米子運輸事務所は第一回を五月末に實施せられ二十圓金貨等外百七十一點を賣却せられ、鳥取聯隊區司令部は六月五日第一回金の賣却を實施と共に管内に於ける在郷軍人聯合分會長及び分會長に對し、金集中運動並金の保有調査趣旨の普及徹底を圖り、此際在郷軍人會員は能く本運動の目的を認識把握し、町村當局と相協力して率先實踐の範を示し、郷黨に愛國の意氣表現を期すべく様通牒を發して激勵する所あり、鳥取地方裁判所に於ては六月八日第一回賣却を實施せられ、又内務省千代川改修事務所は六月九日に、倉吉驛及鳥取驛は六月十日賣却をせられて好成績を擧げてゐるのである。

X

X

●

傷痍軍人小學校



傷痍軍人職業再教育の機關として傷痍軍人小學校教員養成所が出來ることは前に記したところであるが、今回この養成所が宮城・岡山・小倉の三師範學校内に各設置されことになりました。修業年限は一ヶ年で來る九月一日から開始せられます。入學資格は傷痍軍人であつて中等學校以上の學力ある者で、本人の願出により縣知事に於て詮衡の上推薦せられます。合格して入所した者には年三百圓以内の範圍で、其の家庭の狀況其の他經濟上の事情を斟酌の上修學手當を給與せられます。希望者は縣廳社會課に問合せて所定の類を附して知事宛に願出て下さい。



興亞青年勤勞報國隊

日滿支提携による東亞新建設の曉は來た。大陸開發の重在は今や我が國青年の双肩にかゝつてゐる。日本の青年が如何に大陸に進出活躍するかは、先輩將兵が流血奮闘したその尊い成果を如何に啓培育成して輝かしい大東洋文化の華

を咲かせるか否かの分岐點である。

今回文部省ではこの大陸への青年發展の基調たる大陸認識と實踐奉公を目標として、企畫院興亞院其の他關係各省と連絡協議の上、本年夏期に於て一般青年並に學生々徒を滿洲に派遣して、現地建設、文化工作並に内地に於ける農業生産擴充計畫遂行上必要な飼料の生産等を行はしめ、之等の集團的勤勞訓練を通じて興亞精神

を體得せしむると共に、直接生産並に建設等の事業に協力せしめる事とし、興亞青年勤勞報國隊を組織することとなつた。

依つて本縣でもこれに參加して隊員を派遣する事とし、募集編成等夫々準備が完成していよいよ近く青年隊の出發を見る事となり、既に幹部十名は去る六月十七日本縣を出發して茨城縣の内原訓練所に於て訓練中である。左にこの勤勞報國隊についてその概要を記述することとする。

派遣隊員

全國で募集する派遣隊員數及在滿期間

區別	隊員數	指導者數	計	在滿期間
先遣隊	二九〇人	一〇人	三〇〇人	七月上旬ヨリ
青年隊	三、八〇七	四三四	四、二四二	九月下旬迄三ヶ月
學生隊	一、五〇〇	二三〇	一、七二〇	七月下旬ヨリ
計	五、五六七	六四	六、二二一	八月下旬迄一ヶ月

00883

本縣の派遣隊員

幹部十名

中隊長 山脇光治(縣廳)

中隊本部員 倭島藤藏(氣)

伊田喜好(日)

遠藤茂(米)

方面隊附本部員 古谷信文(東)

齊江明(東)

第二小隊長 土橋義晴(岩)

福田好市(氣)

第三小隊長

小隊本部員

金山速水(西)

同

野儀美彰(東)

青年隊

百二十一名(内ラツバ手一名)

鳥取市

二名 米子市 七名

岩美郡

一三名 八頭郡 一四名

氣高郡

一七名 東伯郡 四七名

西伯郡

八名 日野郡 八名

青教養成所八名

専門學校以上の學生を本体とするものであ

生隊

右の中青年隊は青年學校生徒青年團員並に青年學校教員養成所生徒であつて年齢概ね十八歳以上二十五歳まで、身體強健思想堅實であつて東亞建設勤労奉仕作業に對する熱意を有する者より選定したものである。

勤労奉仕の種類

中隊は府縣單位を以て編成し、本縣派遣隊は牡丹江省に派遣される筈である。

勤労奉仕はそれ／＼の派遣地に於て開墾、農耕、除草、中耕、病虫害驅除、刈取、調製、牧畜、土地改良、土木、建築其の他工礦勞務、輸送、醫療、國境建設特殊業務等について勤労奉仕するものであつて、中隊内に醫療班を編成する外、事故に遭ひた者には日本及現地政府にて救恤の措置を講ずることになつて居り、在満

00884

の所要經費は日本及び滿洲政府に於て負擔するものである。

本縣出發及準備訓練

隊員に對しては府縣に於て適宜訓練してから

茨城縣東茨城郡下中妻村内原にある滿蒙開拓青年

少年義勇軍内原訓練所に行き、幹部は二週間、

少青年隊は一週間訓練して後滿洲國に向つて出發

することになつてゐて、その本縣出發時期は

幹部 六月十七日前十時三十分縣廳集

合、壯行會の後午後三時三十七分上り列車

で發車した。

青年隊は六月二十四日前八時三十分縣廳に集合、壯行會の後午前十一時五十七分發上り列車で出發することになつてゐる。



國債購入で
銃後の奉公

支那事變國債のことについては別項に記載の如くで、事變下長期建設の爲には政府は實に多額の軍事公債、貯蓄債券を發行しつゝあつて、之が消化は擧げて銃後國民の双肩にあるのである、縣に於ては官民一致總親和を以て、事變處理に當つて遺憾なきを期してゐるのである。

此の度縣と郡市畜產組合當局との申合せに依つて、本縣の最も誇りとする因伯牛が時局の影響を受け最近畜產界に異常の好況を呈し、近く縣下で行ふ犧牲賣に當りても相當高價値を豫想せられ、今や國を擧げて貯蓄の獎勵、國債の購入に全力を傾注してゐる折柄なれば、斯業牛產者の自覺と理解ある協力によつて、國策に順應

00885

して國民貯蓄の實行と、國債消化に六月犢糞賣より左の標準による國債購入をなし一段と銃後國民の緊張味を示すこととなつた。

(一) 犢生産者は糞賣に際して左の割合により國債を購入する。

賣却高五十圓以上百圓まで

國債賣出價格 七圓以上

同 百一圓以上二百圓まで

同 一百一圓以上

(二) 國債が賣切又は發行期間中でない場合は相當額を畜產組合に於て差引保管し發行の都度國債を以て交付する。

同 二百一圓以上
同 二十四圓五十錢以上
同 十四圓以上

×

×

×

婦人團體に於ける甘諸増産の協力について



本縣に於ては國策に順應して無水酒精原料甘諸の增産目標百十萬貫に向つて大童となつてその目的達成に官民一致の協力を望み、曩には千代川廢川地、皆生競馬場跡地に於ける縣その他職員鳥取、米子兩市男女中等學校職員生徒集團勤勞奉仕作業のことは、本報に記述の如くである即ち、氣高郡大正村婦人會及女子青年團は同村地域内に於ける、千代川廢川敷地約七反^ノを無償借受け、縣の指導によつて之に甘諸苗の植

他面地方婦人團體や愛國婦人會等が、大に本計畫に協力せられて目醒ましき活動を開始せられつゝあることは、洵に心強く感せられるのである。

る即ち、氣高郡大正村婦人會及女子青年團は同村地域内に於ける、千代川廢川敷地約七反^ノを無償借受け、縣の指導によつて之に甘諸苗の植

00886



酒精原料甘諸

耕種法改善規準

改善の重點

- 1 品種の選擇を誤らぬこと
- 2 良苗の育成に努めること
- 3 插苗法に注意すること

- | | |
|--------|-------------|
| 1 諸苗 | 4 插苗期を早めること |
| 2 平坦部 | 5 施肥に注意すること |
| 3 砂土地帶 | |
| イ、伯州赤 | イ、岩手二號 |
| ロ、七福 | ロ、伯州赤 |
| ハ、魁 | ハ、山陰二號 |
| ニ、伯州赤 | ハ、七福 |
| ホ、魁 | ニ、岩手二號 |

- 1 南向きの溫暖な、排水がよくて管理に便利なところを選ぶこと、
- 2 苗は健全にして太く、長さ約一尺にて二三節あり、各節の葉が損傷してゐないものを用ふること、
- 3 芽苗を使用すること

00887

2 第一回の採苗より五十五日前に設置する

こと
3 苗床面積は本圃一反歩當り一坪半を標準

とすること

4 床巾六尺、長さ適宜、床底は凸型木框又は藁團とし、踏込後油障子で覆ふこと

一 苗床の踏込

1 踏込は適當の固さにすること

2 床の溫度は攝氏二十五度内外で四十日間持続出来るやうにする。

3 踏込の材料は三回に分ち交互に踏込み、米糠は周圍に多く使用すること

4 坪當踏込例

(例一)

紡績屑 十五貫 厚さ約一尺
稻稈 荜 稲糠肥 一石五斗

新鮮厩糞葉 十五貫 厚さ約一尺一寸

(例二)

十五貫 厚さ約一尺
水斗 一石五斗

- 1 種諸の大さは四十匁から六十匁位のもので品種の特性を具備し、病徵のないものを選ぶ。
- 2 坪當りの種諸量は十貫内外
- 3 伏込方法は床溫の一定するを待つて、床の一方から一列宛畦狀に伏込むこと

一、伏込み

1 種諸の大さは四十匁から六十匁位のもので品種の特性を具備し、病徵のないものを選ぶ。

2 坪當りの種諸量は十貫内外

3 伏込方法は床溫の一定するを待つて、床の一方から一列宛畦狀に伏込むこと

00888

- 4 諸の底面を踏込材料とし間隔は二寸位とすること
- 5 種諸の上に床土又は穀殻か麥稃を二寸位に覆ひ、其の上に藁束を列べて置く

- 1 本圃の整地
- 2 採苗後坪當り四升位の人糞尿又は硫安を水にかして施用すること
- 3 なるべく深耕して土地を膨軟ならしめ、町寧に地均しを行ふこと

- 1 平坦部では降霜の虞のない五月五日頃から同月末迄が適期である
- 2 但し旱魃の虞ある砂土地では比較的低く設けること

- 3 開墾地では特に土地を膨軟にすること
- 4 植付方法は水平植とすること

- 1 植付當初から活着まで、乾燥に失する場合は灌水せねばならぬ。
- 2 種諸用栽培は六月下旬に植付を行ふこと
- 3 施肥料の改善上、相當量の收穫を得る爲
- 4 植付當初から活着まで、乾燥に失する場合は灌水せねばならぬ。

- 1 伏込後五十日位経れば前記の良苗が得られるから、鉄で町寧に基部二節位を残して摘み切り、搔き取りは避げること
- 2 採油
- 3 夜露は早朝竹類で町寧に拂ふこと
- 4 採苗一週間位前から霜の心配のない夜は外氣に當ること
- 5 灌水は一時に多量用ひないで屢々小量づつ行ふこと
- 6 寒濕な日中には日光に曝らして行くがよい

に相當多量の施肥が必要であるから次の標準例に依つて施用する。

(例一) 壊壊平坦部

堆肥廐肥 三〇〇貫 元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 四 七月上中旬追肥

木灰 二〇 同

配合肥料十三號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 三五〇貫元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月中下旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 三五〇貫元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 三五〇貫元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 三五〇貫元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 三五〇貫元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 三五〇貫元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 三五〇貫元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

(例五) 壊壊土開墾地

堆肥廐肥 二五〇貫 元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月中下旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 二五〇貫 元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月中下旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 二五〇貫 元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 二五〇貫 元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 二五〇貫 元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 二五〇貫 元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 二五〇貫 元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 二五〇貫 元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

堆肥廐肥 二五〇貫 元肥

配合肥料十二號 一〇 同

過磷酸石灰 五 七月上中旬追肥

木灰 二五 同

1 缺採及發育不良の株はなるべく速く補植すること

2 生育の初期に於て除草を兼ねて軽い中耕を行ひ、土地を膨軟にし且つ地温を高めて諸の發育肥大を促すこと

3 蓑の一尺位伸長した頃先端を摘みとり側枝を發生せしめて、徒長を防ぎ莖葉の充實を図ること

4 除草の都度蔓返しを行ひ、九月以降は蔓

山間部に於ては平坦部に於するが、木灰の施用期は七月下旬から八月上旬とするこ

(例四) 山間部

木灰 二〇 八月中下旬追肥

堆肥廐肥 三 七月上中旬追肥

木灰 二〇 八月中下旬追肥

備考

◎鳥取縣臨時配合肥料配合表

1 なるべく諸の充實肥大を圖る爲本圃に遅くまで置くを可とするも、平坦部に於ては十月下旬より十一月上旬、山間部に於ては十月中旬に掘取ること

2 降霜に遭遇すると貯藏能力が減退するから掘取の適期を過ぎぬやうに注意せねばならぬ

3 種諸は普通掘取のものよりも平坦部に於

1 種諸は四十匁乃至六十匁のものであつて充實した若諸であること

2 掘取後約十日間風の吹きさらさぬ場所で種諸に附着した土を乾燥させること

3 貯藏場所は排水が良くて外部から鼠や水の浸入しない場所を選定して床下に三相土で諸釜を設けること

4 地方に依り山麓の横穴に貯藏するもよい

5 貯藏量は貯藏所内容の三分の一に止めるこ

6 時藏中温度の變化が著しい時は腐敗しやすいうから、穀殻の充分乾燥したものを使ふこと

7 横穴は排氣孔を設けること

第十二號

貢

硫酸アスモニア 一、九〇〇匁

大豆油粕 二、〇〇〇

可溶一六過磷酸石灰 四、五〇〇

硫酸加里 一、五〇〇

米 糜

計

一〇、〇〇〇

一〇、〇〇〇

一〇、〇〇〇

第十三號

貢

硫酸アンモニア 二、〇〇〇匁

大豆油粕 一、四五〇

可溶一六過磷酸石灰 五、二五〇

硫酸加里 一、三〇〇

一〇、〇〇〇

一〇、〇〇〇

一〇、〇〇〇



傷痍軍人相談所の移轉

從來縣社會課内に在つて、傷痍軍人の教養並

に身上に關する一切の相談、各種手續の斡旋指

昭和十四年六月廿三印刷

發行者 鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣氣高郡大正村大字古海

印 刷 所

面

導等の事務を執つてゐた、大日本傷痍軍人鳥取
縣支部は室の狹隘なると之等傷痍軍人の色々と
こみ入つた事の相談について現在は不便がある
といふことを慮り、六月二十日縣會議事堂の下
部一室に事務所を移轉して、一層の便利を圖る
こととなつたので大に之が利用を望みます。

六月二十一日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通
週報 第百四十九號掲載內容

時局下に於ける労動力持久策 (厚生省)

金の集中運動と金の國勢調査 (商工省)

商工省の機構改正について (商工省)

時局と讀書界の傾向 (帝國圖書館)

公衆衛生院とは (厚生省)

〔國際時事解説〕

一 政府の對外策 (外務省情報部)

寫眞週報 第七十號掲載內容

濟度の光を求めて

金の國勢調査 (帝國圖書館)

天津英佛租界隔絶 (帝國圖書館)

明日の母學園

ス・フの洗濯 (帝國圖書館)

海外通

讀者のカメラ